

# 令和5年第3回川西町 議会臨時会会議録

令和5年5月9日 火曜日 午前9時30分開議

議長 井上 晃 一      副議長 伊藤 進

## 出席議員（13名）

1番 茂木 晶 君	2番 鈴木 孝之 君
3番 寒河江 寿 樹 君	4番 遠藤 明子 君
5番 渡部 秀一 君	6番 寒河江 司 君
7番 吉村 徹 君	8番 鈴木 幸廣 君
9番 神村 建二 君	10番 橋本 欣一 君
11番 高橋 輝行 君	12番 伊藤 進 君
13番 井上 晃一 君	

## 欠席議員（0名）

## 説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 鈴木 清隆 君
教育 長 小林 英喜 君	総務課長 奥村 正隆 君
安全安心課長 前山 律雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課 長 安部 博之 君	政策推進課長 鈴木 優徳 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近 祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康子育て課 長 小林 俊一 君
産業振興課長 内谷 新悟 君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局 長 佐藤 賢一 君
地域整備課長 大河原 孝如 君	教育文化課長 金子 征美 君
監査委員 嶋 貫 榮次 君	財政主幹 石田 英之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 1 号)

令和5年5月9日 火曜日 午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第41号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第6号)の専決処分の承認について
- 日程第 4 議第42号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認について
- 日程第 5 議第43号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について
- 日程第 6 議第44号 川西町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議第45号 川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第46号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

3番寒河江寿樹君、4番遠藤明子さん、ご両名にお願いいたします。

---

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

◎議第41号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第6号)の専

### 決処分の承認について

○議長 日程第3、議第41号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第41号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるため提案するものであります。

内容につきまして、大河原地域整備課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私から、議第41号についてご説明申し上げます。

議第41号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めるものであります。

本日付、町長名であります。

1枚めくっていただきたいと思えます。

専第1号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第6号）の専決処分についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月27日付、町長名であります。

1枚めくっていただきたいと思えます。

令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第6号）であります。

第1条、令和4年度川西町水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによ

る。

第2条、予算第4条本文中、「資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億6,252万1,000円は消費税資本的収支調整額735万3,000円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億5,516万8,000円で補填するものとする。」を「資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億9,252万1,000円は消費税資本的収支調整額1,008万1,000円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億8,244万円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

支出、第1款資本的支出、2億3,949万2,000円、3,000万円、2億6,949万2,000円、  
第1項建設改良費、9,081万9,000円、3,000万円、1億2,081万9,000円。

令和5年3月27日付、町長名であります。

詳細につきましては、別紙資料によりご説明いたしますので、議第41号資料をご覧くださいと思います。

議第41号資料。

令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第6号）の概要であります。

資本的支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目排水設備改良費3,000万円、補正の内容につきましては、正安寺配水池における送配水管の断裂による仮設送配水管の布設費用であります。

以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎議第42号 令和4年度川西町一般会計補正予算（第10号）の専決  
処分の承認について

○議長 日程第4、議第42号 令和4年度川西町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第42号 令和4年度川西町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めため提案するものでございます。

内容につきまして、坂野財政課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、議第42号 令和4年度川西町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度川西町一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めらるるものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

1枚めくっていただきまして、次のページをご覧ください。

専第2号 令和4年度川西町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日付、町長名でございます。

1枚めくっていただきまして、予算書をご覧ください。

令和4年度川西町一般会計補正予算（第10号）。

令和4年度川西町の一般会計補正（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億2,839万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億1,131万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加・変更は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更・廃止は、第3表地方債補正による。

令和5年3月31日付、町長名でございます。

先に、第2表からご説明申し上げます。

この予算書の4ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正。

先に、追加であります、2件ございます。

8款3項河川費の中で、事業名、市街地排水路管理事業、金額これは繰越額の上限額となりますが463万5,000円でございます。

この事業は、豪雨災害でたまった土砂の浚渫を行うため追加したものでございます。

続いて、12款1項公債費、事業名が町債管理事務経費、金額176万円でございます。

これは、町債の管理システムの稼働を9月としたことにより追加したものでございます。

続いて、変更が1件ございます。

6款1項農業費のうち、事業名、農林水産物等災害対策事業（産地復旧：農機具被害特別支援）でございます。

補正前の金額2,372万8,000円から、補正後の金額2,660万3,000円に変更、287万5,000円の追加を行ったものでございます。

これは、繰越しして実施する事業費の増額・追加を行ったものでございます。

続いて、5ページをご覧ください。

第3表地方債補正でございます。

変更並びに廃止ということで、変更が3件、廃止が1件ございます。

まず、起債の目的、公共事業等、補正後の限度額であります、2,720万円、810万円の減額でございます。

続いて、災害復旧事業、補正後の限度額は4億6,120万円、4億6,220万円の減額でございます。

続いて、過疎対策事業、補正後の限度額は9億6,080万円、1,300万円の減額でございます。

続いて廃止であります。一般単独事業、補正前30万円、補正後はゼロということで、1件の廃止でございます。

合計、補正後の限度額は19億5,426万4,000円で、4億8,330万円の減額でございます。

続いて、第1表関係については別紙の資料でご説明を申し上げます。

左上に記載しております議第42号資料をご覧ください。

令和4年度川西町一般会計補正予算（第10号）の概要でございます。

まず初めに、1、歳出でございますが、これにつきましては、災害復旧対応で大きく予算措置したものの、実施状況に合わせて減額をする内容、また、新型コロナウイルス感染症対策交付金関連事業費の確定による財源更正及び特別会計繰出金の補正を行ったものでございます。

それでは、性質別に区分した補正額と主な内容についてご説明を申し上げます。

ナンバー1、人件費、補正額は780万円の減額。内容であります。災害救助費、この中の職員等時間外勤務手当の減額を行ったものであります。

ナンバー2、補助金費等1億229万2,000円の減額。このうち、1段目になりますが、災害救助費、被災公民館修繕支援補助金等ということで864万4,000円の減額。

2つ飛びますが、被災住宅修繕支援事業、補助金9,140万2,000円の減額。

続いて、ナンバー3、物件費1,600万円の減額。内容であります。災害救助費、災害廃棄物処理委託料等の減額であります。

ナンバー4、扶助費5,210万円の減額。このうち、災害救助費の災害義援金5,048万円の減額。

ナンバー5、災害普及事業費（補助）1億6,949万6,000円の減額。このうち、災害救助費、工事請負費で770万円の減額。これは、ごみ集積所の敷砂利工事の減額であります。

その下になりますが、農業施設災害復旧事業、工事請負費等で1億4,810万円の減額。

1つ飛びますが、林地災害復旧事業、設計委託料等で900万円の減額。

続いて、ナンバー6、災害復旧事業費（単独）1億6,876万9,000円の減額。このうち、小規模農地等災害緊急復旧事業、工事請負費で1億6,455万4,000円の減額。

続いて、ナンバー7、繰出金1,193万8,000円の減額。介護保険事業特別会計繰出金の減額であります。

歳出合計5億2,839万5,000円の減額でございます。

続いて、2ページをご覧ください。

2、歳入でございます。

ナンバー1、地方譲与税からナンバー11、交通安全対策特別交付金までの一般財源分でございますが、これは、確定による補正・増額・減額を行ったものでございます。なお、ナンバー10であります。地方交付税、補正額は1億8,251万6,000円の増額。これは、特別交付税分でありまして、3月交付分の除雪費、災害対応分の伸びが大きくございましたので、このぐらいの補正となりました。

続いて、ナンバー12、分担金及び負担金2,471万4,000円の減額。土地改良区分担金の減であります。これは、災害関連の事業費及び負担率の確定によるものでございます。

続いて、ナンバー13、国庫支出金1億2,792万7,000円の増額。このうち、公共土木施設災害復旧費国庫負担金1,802万円の増額。

1つ飛びますが、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金743万5,000円の減額。公共土木施設災害復旧費国庫補助金1,358万円の増額。公共土木施設災害査定設計委託費国庫補助金1,135万7,000円の増額。農業用施設災害復旧費国庫補助金8,321万7,000円の増額。林業施設災害復旧費国庫補助金881万5,000円の増額。

続いて、ナンバー14、県支出金5,021万円の減額。このうち、地域内フィーダー系統県補助金559万6,000円の増額。これは、デマンド交通に対する補助金の増額でございます。

1つ飛びますが、小規模農地等災害緊急復旧事業費県補助金682万9,000円の減額。

1つ飛びますが、住宅復旧緊急支援事業費県補助金4,884万8,000円の減額。

続いて、ナンバー15、繰入金2億5,094万円の減額。このうち、財政調整基金繰入金2億5,447万1,000円の減額。

1つ飛びますが、森林環境譲与税基金繰入金501万6,000円の増額。これは、林道災害復旧の財源とするために増額としたものでございます。

続いて、3ページをご覧ください。

ナンバー16、諸収入4,939万5,000円の減額。このうち、町有施設損害共済金568万6,000円の増額。これは、玉庭小学校の屋根の雪害を受け、復旧を行った際に共済金が支給された分の増額でございます。

1つ飛びますが、災害義援金5,113万5,000円の減額。これは、確定によるものでございます。

続いて、ナンバー17、町債4億8,360万円の減額。過疎地域自立促進特別事業債800万円の減額。以下、目的別に表示しているとおりでございます。

歳入合計 5 億2,839万5,000円の減額。

なお、表の下に記載してございますが、補正後の財政調整基金の残高は 5 億982万1,000円となり、令和 4 年度の標準財政規模に閉める割合は7.7%となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎議第 4 3 号 令和 4 年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認について

○議長 日程第 5、議第 43 号 令和 4 年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第 2 章第 7 項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第 43 号 令和 4 年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるため提案するものであります。

内容につきまして、原田福祉介護課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第 43 号 令和 4 年度川西町介護保険事業特別会計補正予

算（第4号）の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めるものでございます。

令和5年本日付、町長名でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

専第3号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

令和5年3月31日付、町長名でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

予算書でございます。

令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。

令和4年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,950万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,919万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年3月31日付、町長名でございます。

詳細につきましては、別紙の議第43号資料でご説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の概要についてご説明申し上げます。

1の歳出でございます。

こちらにつきましては、介護サービス給付費等の見込みによる減額をしたものでございます。

1の歳出でございます。2款保険給付費8,050万円の減額でございます。主な内容といたしまして、介護サービス給付費6,000万円の減、介護予防サービス給付費2,050万円の減でござ

ございます。

3 款地域支援事業費1,500万円の減額でございます。

主な内容として、介護予防・日常生活支援総合事業費でございます。

第4 款基金積立金1,600万の増額でございます。

内容として、介護給付費準備基金管理事業でございます。

歳出の合計が7,950万円の減額でございます。

続きまして、歳入でございます。

1 款介護保険料417万7,000円の増額でございます。

主な内容として、特別徴収分648万7,000円の増。普通徴収分193万8,000円の減。滞納繰越分37万2,000円の減でございます。

3 款の国庫支出金でございます。

これは、国の負担分となりますが、1,832万6,000円の減額でございます。

主な内容として、介護給付費国庫負担金1,610万円の減、調整交付金108万6,000円の増、地域支援事業交付金300万円の減、総合事業調整交付金75万円の減、保険者努力支援交付金43万8,000円の増でございます。

4 款県支出金でございます。

これは、県の負担分となりますが、1,193万7,000円の減額でございます。

主な内容として、介護給付費県負担金1,006万2,000円の減、地域支援事業交付金187万5,000円の減でございます。

5 款支払基金交付金、これは、支払基金分の負担分でございますが、2,578万5,000円の減額でございます。

主な内容として、介護給付費交付金2,173万5,000円の減、地域支援事業交付金405万円の減。

続きまして、7 の繰入金でございます。

2,762万9,000円の減額でございます。

一般会計繰入金1,193万8,000円の減、介護給付費準備基金繰入金1,569万1,000円の減でございます。

合計が7,950万円の減額でございます。

表の下の欄をご覧いただきたいと思います。

補正後の介護給付費準備基金残高が2億3,718万2,000円でございます。

以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎議第44号 川西町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第6、議第44号 川西町税条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第44号 川西町税条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、川西町税条例を改正する必要があるため提案するものであります。

内容につきまして、有坂税務会計課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 有坂税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 命によりまして、私から議第44号 川西町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

川西町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付、町長名でございます。

詳細につきましては、別添の資料でございます。議第44号資料、川西町税条例の一部を改正する条例の概要により説明をさせていただきます。

まず、1点目。改正の趣旨でございます。

令和5年度の税制改正については、成長と分配の好循環を目的とし、家計の暮らしと民需を下支えするため、軽自動車税における環境性能割の税率区分の見直し、グリーン化特例、固定資産税に係る質問検査権の対象の明確化などとなっており、この財政改正に併せて地方税法等が改正されたことに伴い川西町税条例を改正するものでございます。

2、主な改正内容でございます。

(1) 固定資産税関係。

中小事業者等が先端設備等導入計画に基づき取得した生産性向上に資する償却資産——機械・装置でございますが——については、同資産に係る最初の3年度分の固定資産税について2分の1とする特例措置。ただし、同計画に賃上げ目標を明記し、同計画に基づき取得した償却資産については、同資産に係る最初の5年度分の固定資産税について3分の1とする特例措置。

家屋の評価において、質問検査権に基づき、評価に必要な図面等については、納税義務者が所有している図面等では不十分な場合、当該家屋の施工業者等からも図面等を入手可能。

(2) 軽自動車税関係。

新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、環境性能割に係る現行の税率区分を令和5年12月末まで据置き。

より環境性能のよい車両（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車）の普及を後押しする観点から、グリーン化特例の適用期限を3年間延長。

(3) 森林環境税。

令和6年度の課税開始に向けて賦課徴収に関する規定を追加。

(4) その他法改正に伴う条文の整備。

法律の改正によって、条項や文言などが変更等されたため、町条例の条文を法律の改正に沿った内容に変更するものでございます。

3、施行期日等でございます。

(1) この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(2) 各税の経過措置でございます。

裏面をご覧ください。

①町民税に関する経過措置。

この条例による改正後の川西町税条例——以下「新条例」と言います——の規定中、個

人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

②固定資産税に関する経過措置。

新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

③軽自動車税に関する経過措置。

新条例の規定中種別割の税率及び種別割の賦課徴収の特例の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎議第45号 川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第7、議第45号 川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第45号 川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、川西町都市計画税条例を改正する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして、有坂税務会計課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 有坂税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 命によりまして、議第45号 川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

川西町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付、町長名でございます。

内容につきましては、別添の議第45号資料、川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の概要により説明を申し上げます。

1、改正の趣旨。

この内容については、令和5年度の税制改正に関する内容となっておりまして、先ほどの町税条例の内容と同じでございます。いわゆる、税制改正に併せて地方税法等が改正されたことに伴い、川西町都市計画税条例を改正するものでございます。

2、改正内容。

法律の改正によって、条項や文言などが変更等されたため、町条例の条文を法律の改正に沿った内容に変更するものでございます。

3、施行期日等。

(1) この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(2) 経過措置。

この条例による改正後の川西町都市計画税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎議第46号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長 日程第8、議第46号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第46号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、川西町国民健康保険税条例を改正する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして、有坂税務会計課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 有坂税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 命によりまして、私より、議第46号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付、町長名でございます。

詳細につきましては、別添の議第46号資料、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要により説明を申し上げます。

1、改正の趣旨。

令和5年度の税制改正については、成長と分配の好循環を目的とし、家計の暮らしと民需を下支えするため、国民健康保険税における中間所得層の被保険者の負担に配慮した課税限度額の引上げなどとなっており、この税制改正に併せて地方税法等が改正されたことに伴い、

川西町国民健康保険税条例を改正するものであります。

## 2、改正の内容。

大きく2点ございます。

### (1) 課税限度額の引上げ。

中間所得層の被保険者の負担に配慮し、課税限度額の引上げ。

後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、22万円 ― 現行20万円から2万円の引上げになります ― に引き上げ、基礎課税額の課税限度額及び介護納付金課税額の課税限度額は据置き、よって、合計限度額は104万円、現行102万円に2万円の引上げとなります。

次に、軽減の基準額の見直しでございます。

### (2) 5割軽減、2割軽減の基準額の見直し。

経済動向等を踏まえ、軽減判定所得を見直し。

#### ① 5割軽減の基準額。

5割軽減の基準額の算定方法につきましては、基礎控除額43万円にその被保険者の世帯の人数、そこから年金、給与所得者数の数マイナス1を引いたものに10万円を乗じ、それに29万円、現行は28万5,000円でございますので、5,000円引き上げますが、29万円に被保険者数プラス特定同一世帯所属者数、 ― この特定同一世帯所属者数というのは、年度の中で75歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度に移管した方のことを意味します ― よって、年度の中で後期高齢者に移行した方も、この軽減判定の際には人数として含めて判定をするという中身でございます。

#### ② 2割軽減基準額。

こちらについても、基礎控除額に10万円掛ける人数、あと、53万5,000円、現行52万円でございますので、1万5,000円を上乗せということで、5割軽減、2割軽減についても、約5,000円×被保険者数の数分だけ所得が上がりますので、その範囲内であれば軽減が受けられるという内容となっております。

## 3、施行期日等。

(1) この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(2) この条例による改正後の川西町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって、令和5年第3回川西町議会臨時会を閉会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午前10時17分)